

ジオパーク秩父パートナーシップ協定事業実施要綱

(目的)

第1条 この実施要綱は、秩父まるとジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）と事業者又は団体が「ジオパーク秩父パートナーシップ協定事業」を実施するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 協議会がジオパーク秩父パートナーシップ協定（以下、「協定」という。）を締結する相手方は、個人以外の事業者又は団体とし、協定締結後、その相手方を「パートナー」と称するものとする。

(協定におけるジオパーク活動)

第3条 パートナーが実施するジオパーク活動は、以下の各号のいずれか又は複数に該当するものとする。

(1) 環境整備

ジオパーク秩父の各サイト又は見どころに関わる場所の日常的な清掃作業、除草作業、見学路含む付帯施設の整備等の取り組み

(2) 普及啓発

ジオパーク秩父の地域内外へのPRにつながる各種取り組み

(3) 施設管理

ジオパーク秩父に関する施設の日常的な維持・管理に関する取り組み

(4) 教育・研究活動

ジオパーク秩父を通じた地球遺産、郷土への理解促進に関わる教育活動、学術的な視点による研究活動

(5) ツーリズム

地域の遺産を保全しつつ、ジオパーク秩父を楽しむためのツアーやイベントの催行、その他観光に関する各種取り組み

(6) 防災

地域住民がジオパークの視点から自然災害に関する知識を学び、防災意識の向上を図ることができるための各種取り組み

(協定締結の条件)

第4条 パートナーを希望する事業者又は団体は、下記の条件を全て満たした上で、協議会がふさわしいと判断した場合に協定締結の対象となるものとする。

(1) 第3条で規定する取り組みの顕著な実績がすでに対外的に認知されているものであること

(2) 現在も取り組みを継続しており、協定締結後も継続可能と認められること

(3) ジオパークプログラムへの理解が示されていること

(協定締結の承認)

第5条 協定の締結に際しては、協議会事務局が中心となり必要な調整を行った後、協議会会長及びパートナーを希望する事業者又は団体の所在地がある市町首長の承認を得なければならない。

(協定書の発行及び周知)

第6条 新たに協定を締結した際には、協議会は協定書を2部作成し、協議会及びパートナーは各自1部を保有するものとする。

2 協議会及びパートナーは協定締結について対外的な周知を図るものとする。

(協議会の協力)

第7条 パートナーは、協議会より次の待遇又は協力を受けるものとする。

(1) ジオパーク秩父公式ロゴマークの使用

パートナーは、ジオパーク秩父ロゴマークデザイン使用取扱規定第3条第4号に基づき、使用承認申請を行わずにジオパーク秩父公式ロゴマークを使用できるものとする。なお、日本ジオパークネットワーク公式ロゴマークを併せて使用する際には、別途必要な手続きをとるものとする。

(2) 普及啓発に関する各種素材の提供

協議会は、ジオパーク秩父の普及啓発を行うために使用する場合に限り、協議会が著作権を有する写真及びイラスト画像等は無償でパートナーに提供するものとする。ただしパートナーは、その使用方法について任意の方法で協議会へ内容の確認を行うものとする。

(3) 日常的な情報提供

協議会は、メール等を活用し、ジオパークに関わる情報をパートナーへ随時提供するものとする。

(4) その他、協議会会長が認める内容

(現状確認)

第8条 協定締結後、協議会は第3条及び第4条の内容について必要に応じてその現状をパートナーに確認することができる。

(事業の終了等による協定解除)

第9条 協定締結後、事業の終了等による理由で、パートナーが協定の解除を希望するときは、任意の方法で協議会へその旨を連絡するものとする。

(協定の無効と解除)

第10条 認定後、パートナーが次のいずれかに該当した場合、その事実が判明した時点で協定は無効とし、協議会はパートナーとの協定を一方的に解除することができる。

(1) 公序良俗に反すると判断される行為、あるいはふさわしくない行為を行った場合

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員との関係

が認められた場合

(3) 協定の事実を過剰な営利目的の宣伝に利用した場合

(4) 協定の事実を用いて政治目的・宗教勧誘等の宣伝、勧誘を意図する行為が行われた場合

(5) 行為の中で他者を誹謗中傷する表現、差別的な表現、嫌悪感を招く可能性のある表現等が認められた場合

(6) その他協定を解除すべき事由が発生した場合

(協定解除の通知)

第11条 協議会は、第9条又は前条により認定を解除する場合、文書によりその旨をパートナーに通知しなければならない。

(情報管理等)

第12条 第三者が協定に関する情報を利用したことによるトラブル等については、パートナー及び協議会の協力において必要な措置を講じ解決するものとする。

(定めのない事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施にあたって疑義が生じた場合については、協議会及びパートナーが真摯に協議し、解決するものとする。また、新たに規定すべき事項が生じた場合についても、協議の上でその方針を決定し、必要に応じて覚書等を締結するものとする。

附則

この要綱は令和4年7月1日から施行する。